



2020年 4月 8日
第142号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



2020年4月1日より

新たなジョブローテーションを
点検・検証しよう！

その6

「新たなジョブローテーションの実施」がされています。

第140号、第141号に引き続き、異動についての会社回答です。

【異動について】

会社回答

- ライフサイクル第13陣までの取扱いはこれまでと変わらず、従前の取り扱いとなる。
(申20号「新たなジョブローテーションの実施」に関する説明申し入れ第12項より)
- 労働協約に則り、「出向期間は原則として3年以内とする」考え方は変わらない。
(申2号「新たなジョブローテーションの実施について」に関する第1回団体交渉第2項より)
- 出向先について、限定する考えはない。
- 出向は相手がいることなので、ハードルは高い。相談していただくことが大事である。
- ある程度の下積みを経験するための出向もある。
- バランスが取れない出向は行わない。
(申24号「新たなジョブローテーションの実施」に関する説明申し入れ5月28日団体交渉第18項より)
- 女性配属にあたっては、必要な休憩室等の整備を行った上で進めることが前提であることに変わりはない。
(申2号「新たなジョブローテーションの実施について」に関する第4回団体交渉第21項より)

会社は、“希望が100%叶うとはいえない”としながらも、**車掌を極める、駅を極める、運転士を極めるというキャリアも希望として否定していませんし、個人が自分の意思で自ら描くキャリアプランを求めています。**自分がどう働きたいのか、何をしたいのか明確にし、自らのキャリアプランを描き、主張していきましょう。

万が一、「自分が描いたキャリアプランと違う異動が発令された」「納得のいく異動の発令ではない」という場合は、東労組組合員であれば『簡易苦情処理申請』を行う権利があります。組合員からの苦情について会社と組合とで話し合いを行います。

納得のいかない異動を発令された場合は、発令通知書を確認し、早急に分会・支部・地本役員にご相談ください。



希望と異なる異動については
東労組役員に速やかにご相談ください！

